

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

一 災害対策基本法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。（第一条及び第二条関係）

二 育児短時間勤務等をしている防衛省の職員についての勤務時間の改定に伴う経過措置を定めること。（

### 第三条関係）

三 この政令は、平成二十一年四月一日から施行すること。